

## 特典航空券(羽田便)引換証交付申請書

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 御中

申請日	令和 年 月 日
マイエアポート宣言日	平成・令和 年 月 日
事業所等名称	(マイエアポート推進リーダー・氏名: )
住所	(〒 )
電話番号	
搭乗実績証明書	<u>搭乗券(コピー可)又は搭乗証明書など、九州佐賀国際空港羽田便の利用が確認できるものを添付してください。</u>

## 〈留意事項〉

- 1) 搭乗回数とは、九州佐賀国際空港発着の定期便(羽田路線)に搭乗した回数です。
- 2) 特典航空券(羽田便)引換証の交付申請することができるのは、マイエアポート宣言を届出した月から36ヶ月までとし、特典の交付は12ヶ月につき1回を限度とします。
- 3) 定められた集計期間内における搭乗回数が20回に達した場合に、特典航空券引換証の交付を申請することができます。
- 4) 搭乗回数の累計カウントは、マイエアポート宣言を行った月から12ヶ月に達する月の末日までとし、翌12ヶ月への繰越はできません。また、団体割引運賃、小児運賃、マイルージ特典航空券は、カウント対象外です。  
ただし、新型コロナウイルスの影響に伴う特別対応として、九州佐賀国際空港発着の羽田便の集計期間及び申請期限をそれぞれ6ヶ月延長します。
- 5) 交付申請は、特典航空券の申請が可能な月の末日から1ヶ月以内に行ってください。
- 6) 申請書の受付後、約2週間で1往復分の航空券と交換できる「特典航空券引換証」を贈呈します。航空券への引換は、搭乗希望日の1週間前までに行ってください。
- 7) 航空機のご利用にあつては、本申請により交付される「特典航空券引換証」をあらかじめ航空券と引き換えておく必要があります。  
また、航空券との引き換えは、「特典航空券引換証」に記載の引換有効期限までに行ってください。
- 8) 「特典航空券引換証」と引き換える航空券の要件は次のとおりです。ただし、予約の変更はできませんのでご注意ください。
  - ① 九州佐賀国際空港を発着する東京(羽田)便の航空券であること。
  - ② 搭乗者氏名及び搭乗日、搭乗便を指定した航空券であること。
  - ③ 適用運賃は、普通席の「予約変更不可」運賃です。適用運賃の空席がない場合は、適用運賃がある他の日・便でご利用すること。
  - ④ 航空保険料及び空港施設使用料等、一般的に航空運賃と併せて航空会社により徴収される経費を含むものであること。
- 9) 航空券引換後にやむを得ない事情等により、予約変更等で発生する追加代金及び手数料等については、利用者のご負担となります。また、特典航空券のキャンセル等に伴う払戻はできません。
- 10) 申請内容に虚偽等が発覚した場合は、特典相当額の返還を求める場合があります。

申請・問い合わせ先：九州佐賀国際空港活性化推進協議会(佐賀県空港課内)

○ 住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

○ 電話：0952-25-7104 ○ FAX：0952-25-7318

九州佐賀国際空港特典航空券引換証申請書【搭乗券貼付台紙】

本申請書に添付の搭乗券は当社社員の業務による搭乗に相違ないことを証明します。

マイエアポート推進リーダー氏名 \_\_\_\_\_

のり①

のり②

のり③

のり④

のり⑤

のり⑥

のり⑦

のり⑧

のり⑨

のり⑩

のり⑪

のり⑫

のり⑬

のり⑭

のり⑮

のり⑯

のり⑰

のり⑱

のり⑲

のり⑳